

「重要物流道路制」創設

2月上旬 メド提出 災害時も安定輸送

国交省◆道路法改正案

国土交通省は、2月上旬をメドに通常国会に提出する道路法の一部改正案に「重要物流道路制度」の創設を盛り込む。物流にとって重要な道路を国交省が指定し、特殊車両通行許可の基準緩和、災害時の緊急輸送道路の再構築といった措置を講じること、平常時と非常時の安定輸送を確保したい考え。また、災害発生時に国交省が地方管理道路の復旧などを代行する制度を拡大し、道路の啓開・復旧の迅速化を図る。

(田中 信也)

復旧作業 国の直轄で

22日開会した第196回通常国会では、同省から法案4件が提出される見通し。このうち道路法の一部改正案は、全国の貨物輸送

網の形成と、道路交通の安全確保・円滑化に向け、大型車を高規格幹線道路に誘導することを目的としたもので、重要物流道路として

また、道路沿いの大型商業施設の立地が渋滞の要因の多くを占め、周辺道路での事故も増加傾向にあることから、大規模施設の整備に対し、交通円滑化の対策を条件に道路との接続を認める新たな連結許可制度を設ける。

平時と災害時のネットワーク強化に向けては、広範で複雑化した現在の物流ネットワークや拠点の絞り込みを行い、基幹となるネットワークを、これから計画する路線も含め再構築する。

具体的には、高規格幹線道路や地域高規格道路、直轄国道などを軸に主要物流拠点、災害物流拠点に直接アクセスするルートを形成する。そのため、都道府県庁、市役所、町村役場、国交省の出入機関の庁舎、ライフライン（電気、ガスなど）の管理者の所在地、放送局など40種類に及ぶ拠点を整理。主要物流拠点を空港、港湾、鉄道駅などに、災害時の物流拠点は市町村役場、自衛隊基地、災害医療拠点などに、それぞれ絞り込む予定だ。

提出される予定の主な法案

内容	提出時期
道路法の一部改正案(国交省)	
重要物流道路制を創設し、特車通行許可の基準緩和や災害時の緊急輸送道路を再構築	2月上旬
商法・国際海上物品運送法改正案(法務省)	
航空運送や複合運送に関する規定や、危険物の荷送り人への通知義務などを新設	2月上旬
働き方改革推進法案(厚労省)	
時間外労働の割増賃金率の中小企業への適用や、ドライバー、建設職などへの時間外労働時間の上限規制	2月下旬
国家戦略特別区域法の一部改正案(内閣府)	
革新的技術実証事業を創設し、道路運送車両法の特例措置を規定	3月中旬

全国の国道、高速道路など3万5千キロを指定する方針だ。
特車通行許可の基準緩和は、許可が必要な特例車種のうち、許可件数が全体の14%と最多の40トハイキューブ（背高）の国際コンテナトレーラが対象。その中でも総重量40ト以下の車両について、重要物流道路に指定された区間では通行許可を不要とする。
制度創設に当たっては、道路の新設・改築時に適用する道路構造の基準を上げるとともに、対象区間では車両総重量、高さ、長さなどに關する一般的制限値も引き上げる。適用する際は、通行の安全を確保するため連行禁止、交差点での徐行といった条件も設ける。